

主要事項のとりまとめ案

(地方税)

- 法人課税（法人住民税、事業税）

法人課税（法人住民税、事業税）

（法人実効税率の引下げ）

1. 国税・地方税を合わせた法人実効税率を5%程度引き下げるため、法人税の基本税率の引下げに伴い、法人住民税率を維持することとし、法人住民税の実効税率を0.87%引き下げる。
2. 法人実効税率の引下げに伴い、法人住民税について次の措置を講ずる。
 - (1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を廃止する。
 - (2) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例（控除限度額の割増）は延長しない。
3. 法人実効税率の引下げによる都道府県と市町村の法人関係税の増減収を調整するため、平成24年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する。

（中小企業税制）

4. 法人税の中小法人の軽減税率の引下げを法人住民税に反映することに伴い、法人住民税について中小企業等基盤強化税制を廃止する。

（雇用促進税制）

5. 当該年度中に従業員のうち雇用保険一般被保険者の数を10%以上かつ2人以上増加させる等の要件を満たす中小企業者等について、法人税の増加1人当たり20万円の税額控除を法人住民税に適用する。

(環境関連投資促進税制)

6. エネルギー起源 CO2 排出削減等に効果が見込まれる設備等に関する中小企業者等に対する法人税の税額控除を法人住民税に適用する。

(総合特区制度、アジア拠点化推進税制)

7. 総合特区制度の創設に伴い、国際戦略総合特別区域に関して次の措置を講ずる。

(1) 指定法人が認定計画に記載された事業のために取得した設備等に関する特別償却制度（取得価額の 50%（建物等は 25%）の特別償却）について、法人住民税及び法人事業税に反映させる。

(2) 指定法人（当該区域内の新設法人等に限る。）が、専ら認定計画に記載された規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う場合に関する所得控除（20%）について、法人住民税及び法人事業税に反映させる。

8. アジア拠点化の推進の制度の創設に伴い、専ら国際的統括事業又は研究開発事業を行う国際的外国会社による国内設立会社で主務大臣による計画の認定を受けた場合に関する法人税の所得控除（20%）について、法人住民税及び法人事業税に反映させる。